

## 「1,3-ジクロロプロペン」「シアノホス (CYAP)」「ピフルブミド」「フルキサメタミド」「メタラキシル及びメフェノキサム」「レピメクチン」及び「テフルベンズロン」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号及び第2項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

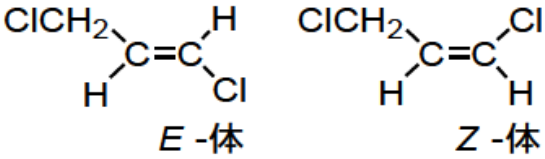
1. 1,3-ジクロロプロペン(農薬)
2. シアノホス (CYAP) (農薬)
3. ピフルブミド(農薬)
4. フルキサメタミド(農薬)
5. メタラキシル及びメフェノキサム(農薬)
6. レピメクチン(農薬)
7. テフルベンズロン(農薬及び動物用医薬品)

# 1, 3-ジクロロプロペン

## 1. 今回の諮問の経緯

- 平成28年11月8日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

|              |   |  |
|--------------|---|--|
| 名称           | 1, 3-ジクロロプロペン (1,3-Dichloropropene)   |  |
| 構造式          |  <p style="text-align: center;">E-体                      Z-体</p>  |  |
| 用途           | 殺虫剤   |  |
| 作用機構         | 土壌くん蒸用の殺虫剤である。タンパク質のチオール基、アミノ基及び水酸基等に結合し、酵素活性を阻害することにより殺虫作用を示すと考えられる。   |  |
| 日本における登録状況   | 農薬登録がなされている。<br>適用作物:かんしょ、キャベツ、きゅうり等<br>今回、せり科葉菜類への適用拡大申請<br>使用方法:土壌注入  |  |
| 国際機関、海外での状況  | JMPR  | 毒性評価なし   |
|              | 国際基準  | 基準なし   |
|              | 諸外国   | 米国基準:ぶどう<br>カナダ基準:ぶどう<br>EU基準:ぶどう、りんご等<br>豪州基準:果実類、野菜類<br>ニュージーランド基準:果実類、野菜類 |
| 食品安全委員会での評価等 | 【1】平成15年7月1日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼<br>及び平成20年3月3日<br>平成25年2月18日 食品健康影響評価結果 受理<br>【2】平成27年2月13日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼<br>平成27年10月20日 食品健康影響評価結果 受理<br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ADI = 0.02 mg/kg 体重/day</div><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ARfD = 0.2 mg/kg 体重</div> |  |

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## シアノホス(CYAP)

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成28年12月13日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理
- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

## 2. 評価依頼物質の概要

|              |   |                               |
|--------------|---|-------------------------------|
| 名称           | シアノホス(Cyanophos)  |                               |
| 構造式          |   |                               |
| 用途           | 殺虫剤   |                               |
| 作用機構         | 有機リン系の殺虫剤である。<br>昆虫内に入った後、酵素の働きでオキソン体となり、コリンエステラーゼと結合することで活性を失わせ、正常な神経伝達機能を阻害することで、殺虫効果を示すと考えられている。 |                               |
| 日本における登録状況   | 農薬登録がなされている。<br>適用作物: だいず、みかん、日本なし等<br>今回、りんごへの適用拡大申請<br>使用方法: 散布                                   |                               |
| 国際機関、海外での状況  | JMPR  | 毒性評価なし                        |
|              | 国際基準  | 基準値なし                         |
|              | 諸外国   | 米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド基準: 基準なし |
| 食品安全委員会での評価等 | 初回  |                               |

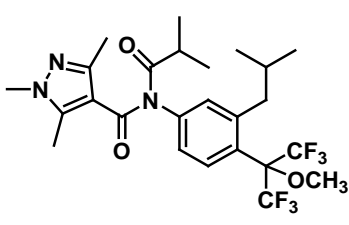
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## ピフルブミド

### 1. 今回の諮問の経緯

- 平成28年11月10日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

### 2. 評価依頼物質の概要

|              |  |                               |
|--------------|--|-------------------------------|
| 名称           | ピフルブミド(Pyflubumide)  |                               |
| 構造式          |           |                               |
| 用途           | 殺ダニ剤   |                               |
| 作用機構         | カルボキサニリド系の殺ダニ剤である。<br>ミトコンドリア電子伝達系複合体Ⅱを阻害することにより殺ダニ効果を示すと考えられている。                          |                               |
| 日本における登録状況   | 農薬登録なされている。<br>適用作物: 茶、りんご、ぶどう等<br>今回、みょうが(花穂)及びみょうが(茎葉)への適用拡大申請<br>使用方法: 散布               |                               |
| 国際機関、海外での状況  | JMPR   | 毒性評価なし                        |
|              | 国際基準   | 基準なし                          |
|              | 諸外国  | 米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド基準: 基準なし |
| 食品安全委員会での評価等 | 【1】平成25年6月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼<br>平成26年1月20日 食品健康影響評価結果 受理<br>ADI = 0.0073 mg/kg 体重/day |                               |

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## フルキサメタミド

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成28年11月8日、農林水産省からの農薬取締法に基づく農薬登録申請に伴う基準値設定要請を受理

### 2. 評価依頼物質の概要

|              |  |                             |
|--------------|--|-----------------------------|
| 名称           | フルキサメタミド(Fluxametamide)  |                             |
| 構造式          |  |                             |
| 用途           | 殺虫剤  |                             |
| 作用機構         | イソオキサゾリン骨格を有する殺虫剤である。<br>GABA(γ-アミノ酪酸)の伝達を非競合的に阻害し、神経を攪乱させることにより殺虫作用を示すと考えられている。 |                             |
| 日本における登録状況   | 農薬登録されていない。<br>今回、キャベツ、トマト、茶等への新規申請<br>使用方法: 散布                                  |                             |
| 国際機関、海外での状況  | JMPR   | 毒性評価なし                      |
|              | 国際基準   | 基準なし                        |
|              | 諸外国  | 米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド基準: なし |
| 食品安全委員会での評価等 | 初回   |                             |

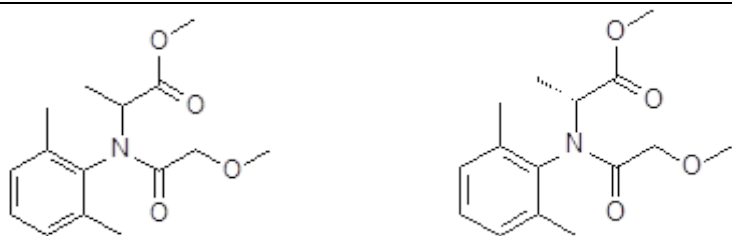
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## メタラキシル及びメフェノキサム

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成28年12月13日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理
- ・平成29年2月16日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号)に基づくインポートトレランスによる残留基準の設定要請を受理

### 2. 評価依頼物質の概要

|               |  |   |
|---------------|--|---|
| 名称            | メタラキシル(Matalaxyl)及びメフェノキサム(Mefenoxam)  |   |
| 構造式           |  <p>存在比は1:1</p>  |   |
| 用途            | 殺菌剤  |   |
| 作用機構          | 酸アミド系殺菌剤である。<br>菌糸伸長及び孢子形成を阻害することで、糸状菌に対して殺菌効果を有すると考えられている。  |   |
| 日本における登録状況    | 農薬登録がなされている。<br>適用作物:ばれいしょ、きゅうり、しょうが等<br>今回、アスパラガスへの適用拡大申請<br>使用方法:散布等   |   |
| 国際機関、海外での評価状況 | JMPR   | ADI = 0.08 mg/kg 体重/day<br>ARfD = 設定の必要なし   |
|               | 国際基準   | きゅうり、ホップ、たまねぎ等 <sup>1)</sup>  |
|               | 諸外国  | 米 国 基 準:ほうれんそう、パパイヤ、たまねぎ等 <sup>1)</sup><br>カナダ基準:きゅうり、ほうれんそう、いちご等 <sup>1)</sup><br>EU 基 準 :ぶどう、ホップ、にんじん等 <sup>2)</sup><br>豪 州 基 準 :アボカド、果菜類、しょうが等 <sup>1)</sup><br>ニュージーランド基準:アスパラガス、果菜類、ベリー類等 <sup>2)</sup><br>インポートトレランス要請:にんにく(米国) |
| 食品安全委員会での評価等  | <b>【1】</b> 平成19年5月22日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼<br>平成21年3月5日 食品健康影響評価結果通知 受理<br><b>【2】</b> 平成22年9月9日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼<br>平成23年7月7日 食品健康影響評価結果通知 受理<br><b>【3】</b> 平成25年11月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼<br>平成26年1月20日 食品健康影響評価結果通知 受理<br>ADI= 0.022 mg/kg 体重/day |   |

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

(様式)

1): 但し、メタラキシルとして

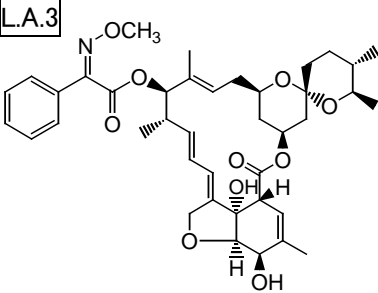
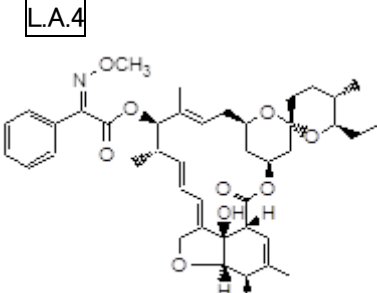
2): 但し、メタラキシル+メフェノキサム(メタラキシル M)として

## レピメクチン

## 1. 今回の諮問の経緯

- 平成28年8月25日及び平成28年12月13日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

|               |   |                             |
|---------------|---|-----------------------------|
| 名称            | レピメクチン(Lepimectin)  |                             |
| 構造式           | <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>L.A.3</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>L.A.4</p>  </div> </div> <p style="text-align: center;">存在比は L.A.3 20%、L.A.4 80%</p> |                             |
| 用途            | 殺虫剤   |                             |
| 作用機構          | マクロライド系の殺虫剤である。<br>昆虫等の神経系の塩素イオンチャンネルに作用することで、殺虫効果を示すと考えられている。  |                             |
| 日本における登録状況    | 登録がなされている。<br>適用作物: トマト、なす、レタス等<br>今回、とうがらし類、セルリー、しそ科葉菜類等への適用拡大申請<br>使用方法: 散布   |                             |
| 国際機関、海外での評価状況 | JMPR  | 毒性評価なし                      |
|               | 国際基準  | 基準なし                        |
|               | 諸外国   | 米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド基準: なし |
| 食品安全委員会での評価等  | <p>【1】平成19年3月5日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼<br/>平成21年3月26日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】平成23年3月22日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼<br/>平成24年2月16日 食品健康影響評価結果通知 受理</p> <p>【3】平成26年1月30日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼<br/>平成26年4月22日 食品健康影響評価結果通知 受理</p> <p>【4】平成27年8月4日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼<br/>平成28年1月26日 食品健康影響評価結果通知 受理</p> <p style="text-align: center;">ADI = 0.02 mg/kg 体重/day</p> <p style="text-align: center;">ARfD = 2 mg/kg 体重</p>     |                             |

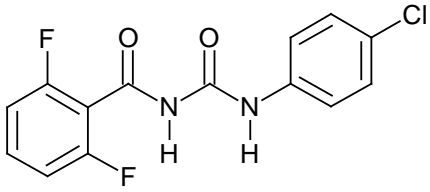


## テフルベンズロン

### 1. 今回の諮問の経緯

- 平成28年12月13日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

### 2. 評価依頼物質の概要

|              |  |   |
|--------------|--|---|
| 名称           | テフルベンズロン(Teflubenzuron)  |   |
| 構造式          |                       |   |
| 用途           | 殺虫剤、外部寄生虫駆除剤   |   |
| 作用機構         | ベンゾイルフェニルウレア系殺虫剤である。<br>キチン質合成阻害をすることで、殺虫効果を示すものと考えられている。  |   |
| 日本における登録状況   | <p>【農薬】<br/>農薬登録がなされている。<br/>適用作物:大豆、かんしょ、キャベツ等<br/>今回、きく(葉)への適用拡大申請</p> <p>【動物用医薬品】<br/>承認されていない。</p> |   |
| 国際機関、海外での状況  | JMPR   | ADI = 0.01 mg/kg 体重/day   |
|              | 国際基準   | キャベツ、ばれいしょ等   |
|              | 諸外国  | 米 国 基 準:りんご、大豆、トマト等<br>カナダ基準 :大豆、トマト、ブロッコリー等<br>EU 基 準 :りんご、ぶどう、大豆等<br>豪州、ニュージーランド基準:基準なし |
| 食品安全委員会での評価等 | <p>【1】平成24年1月19日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼<br/>平成26年1月20日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>ADI = 0.01 mg/kg 体重/day</p>   |   |

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

(別添2)

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【1,3-ジクロロプロペン】

- ・作物残留試験
- ・ラット 28 日間経口投与免疫毒性試験

【ピフルブミド】

- ・作物残留試験
- ・ラット乳児への短期反復経口投与による肺胞拡張誘発性への影響
- ・代謝物のラットにおける急性毒性試験
- ・代謝物の細菌を用いた復帰突然変異試験

【メタラキシル及びメフェノキサム（メタラキシル M）】

- ・作物残留試験
- ・ラットを用いた急性神経毒性試験
- ・ラットを用いた急性毒性試験
- ・ *in vitro* 染色体異常試験
- ・マウス 28 日間経口投与免疫毒性試験
- ・ラットにおける組織内分布及び排泄試験
- ・植物代謝試験
- ・家畜代謝試験
- ・家畜残留試験

【レピメクチン】

- ・作物残留試験

【テフルベンズロン】

- ・作物残留試験